



平成20年 新自治会長・区長を委嘱！

1月17日、町役場において自治会長・区長懇談会を開催しました。その際、旧河口湖地区などの新自治会長・区長さん方へ委嘱状が交付されました。また、各地区の代表及び町連合自治会長の選出も行われました。

- 町連合自治会長 渡辺 芳美(精進)
- 船津地区代表 渡辺 一正(上の段中)
- 小立地区代表 小池 庄八(乳ヶ崎)
- 大石地区代表 野沢 明(後藤)
- 河口地区代表 笠井 武彦(第一)
- 勝山地区代表 小佐野正只(第二)
- 足和田地区代表 三浦征治(長浜)
- 上九一色地区代表 渡辺 芳美(精進)

船津地区

自治会長

- 【揚町】 井出兆里 【浜町】 小泉益男
- 【若松町】 大室正美 【上町】 三浦勝雄
- 【松場一】 松浦知幸 【松場二】 白壁賢一
- 【湖南一】 佐竹亀松 【湖南二】 流石 洋
- 【湖南三】 渡辺 晃 【本町一】 米山康夫
- 【七の一】 岡部洋一 【七の二】 小佐野 賢
- 【七の三】 野澤保美 【七の四】 渡辺喜久男
- 【南台一】 井出博三 【南台二】 井出秀夫
- 【七の中】 梶原里敏 【市道】 古屋信一
- 【富士見一】 井出正治 【富士見二】 小林紀美雄
- 【富士見三】 須田公夫 【富士見四】 藤江正美
- 【本町】 赤池孝男 【上の段下】 渡辺光成
- 【上の段中】 渡辺一正 【上の段上】 申谷一吉
- 【高尾町】 石原徳近 【梶原住宅】 田中康子
- 【高尾南】 荻田治雄
- 【富士見タウン】 佐藤忠勝
- 【河口湖通一】 井出 弘 【河口湖通二】 白井 茂

- 【大久保】 小林正央 【宮森】 外川津幸
- 【大池】 渡辺治利 【浅川】 外川恭一

区長

- 【山彦】 渡辺松七 【竹の子松場】 小佐野昭二
- 【湖南】 林 定彦 【富士桜スハル】 梶原 努
- 【青空うそぶき】 井出 隆
- 【富士】 穂阪四郎
- 【蜂の子】 外川 博 【浅川】 渡辺隆雄
- 【ひばり】 天野 直 【富士見】 古屋一哉
- 【高尾ニュータウン】 太田原昭
- 【高尾南】 荻田治雄
- 小立地区
- 【乳ヶ崎】 小池庄八 【林】 古屋勝美
- 【八丁屋】 大石政朝 【久保】 山中修示
- 【西】 相澤主彦
- 【サンコーポラス】 羽田直也
- 【河口湖ニュータウン】 渡辺賢治

大石地区

- 【中沢】 立澤照夫 【上手】 丸山喜久
- 【東村】 貴家治重 【下条】 堀内洋吾
- 【後藤】 野沢 明 【中村】 堀内良一
- 【湯口】 貴家昭三三 【ペンション】 中村泰之
- 【松風台】 徳山博文

河口地区

- 【第一】 笠井武彦 【第二】 梶原基重
- 【第三】 佐藤 喬 【第四】 梶原静秋
- 【第五】 宮下宗一郎 【第六】 山崎信行
- 上九地区
- 【精進】 渡辺芳美 【本栖】 滝口雅博
- 【富士ヶ嶺】 伊藤正夫

船津小の調理員・土屋宣子さんが 学校給食功労者表彰を受賞！

去る1月12日に行われた、山梨県学校給食大会で、船津小の主任調理員の土屋宣子さんが、学校給食功労者の表彰を受けました。
土屋さんは、昭和60年から町の学校給食調理員として約23年間、学校給食の向上に努められてこられました。おめでとうございます。



デジタルピアノをいただきました！

船津地区の42の厄年の皆さん、二士三会(中村忍会長)から船津保育所に、ローランドのデジタルピアノを1台寄贈していただきました。
このピアノには、自動演奏の曲が65曲も内蔵されています。ありがとうございます。





Stellar theater 13 years anniversary. I want to be in love with music all the time.

STELLAR THEATER NEWS

音楽を心から楽しむスペースとして河口湖ステラシアター 1年目。河口湖ステラシアター通信2月号

河口湖ステラシアター 平成19年度JAFRAアワード(総務大臣賞)受賞

昨年11月20日(財)地域創造が主催するJAFRAアワード(総務大臣賞)の今年度受賞団体が発表され、「河口湖ステラシアター」がこのたび同賞を受賞し、総務大臣政務官、総務事務次官や主催団体関係者ご臨席の下、1月15日(火)にグランドアーク半蔵門(東京都千代田区)にて授賞式がありました。全国各地から選ばれた8箇所の公立文化施設関係者が集まり、受賞功績なども映像によって参加者全員に披露発表されました。



この賞は地域における文化・芸術の振興による創造性豊かな地域づくりに特に功績のあった公立文化施設を顕彰するため、平成16年に設立され今回で4回目となっております。山梨県内ではこれまで同賞を受賞した施設はなく、河口湖ステラシアターが初めての受賞となりました。同賞の受賞は、河口湖ステラシアターが平成7年のオープン以来、オリジナルなポップスコンサートや富士山河口湖音楽祭の開催、またこうした事業が地域の観光産業にも貢献し、一方地域住民を主体とした文化ボランティアとしての活動拠点となり、各事業にも積極的に参加し企画創造する人材育成の取り組みなどが評価されました。これも一重にこれまでステラシアターを支えて下さった方々はじめ、広く住民の皆様にも深いご理解と愛情を持って支えていただきながら取り組んできた結果です。今後もステラシアターが住民の皆様にも親しまれ、文化創造の基点となりますよう応援よろしく御願いたします。



広報 河口湖

河口湖ステラシアターフレンドリークラブ会員募集

3月1日(土)から受付開始

河口湖ステラシアターフレンドリークラブでは、平成20年度の新規会員を募集します。河口湖ステラシアター、河口湖円形ホールでコンサートを楽しみたい方、ぜひご入会ください!! 素敵な特典とお得な情報が満載です。

会員特典 河口湖ステラシアター及び河口湖円形ホールのコンサートチケットの優先電話予約
コンサート情報をダイレクトメールにてお知らせ
チケットの割引(公演によっては適用にならない場合もございます。)
観光スポット、飲食店などのご優待(会員ご本人様のみとなります。)

入会金 無料

年会費 【一般会員】 1,000円(1公演につき、チケット割引2枚まで)
【ファミリー会員】 2,000円(1公演につき、チケット割引5枚まで)

会員有効期間 入会時から平成21年3月31日(年度更新)

お申込み方法

ご希望の会員の年会費をご持参の上、ステラシアター窓口までお越しください。窓口にて申込み用紙に必要事項を記入し、年会費を添えてご提出していただければ、その場で会員証を発行します。

更新の方は、19年度ご使用の会員カードをご持参の上、お越しくださいますようお願いいたします。

窓口にいられない場合は、郵便振込みも可能です。お手数ですが、ステラシアターまでお問合せください。

問合せ先:河口湖ステラシアター TEL:72-5588

《受付時間》 午前9時~午後5時 《休館日》 毎週火曜日、祝日の翌日

2008年イベント予定

平成20年8月:富士山河口湖音楽祭2008 開催予定(詳細は未定です。決定しだいお知らせします。)

その他、ポップスコンサートや円形ホールでの室内楽など、2008年もたくさんの音楽を皆さんにお届けします。

どうぞお楽しみに

自然の香りが響きわたる

優しい音が湖風に舞う

河口湖ステラシアター & 河口湖円形ホール

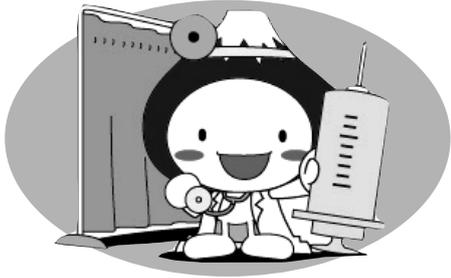
<http://www.stellartheater.jp/>

このページについてのお問合せは、富士河口湖町教育委員会文化振興局(ステラシアター内) 72-5588までどうぞ



健康のまちづくり 今月のやってみよう《2月》

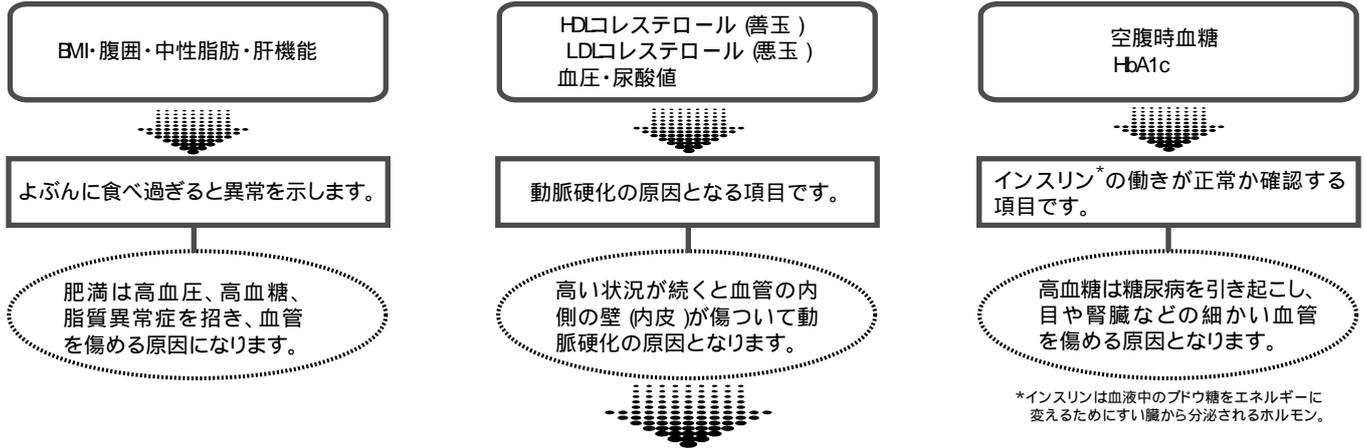
受けよう健診 体の声に耳を傾けて 1日3食 主食と野菜はしっかり食べ 脂肪と塩分は控えめに



知っていますか? 今の自分の体の状況を...

健康診断を受けたことがありますか?
 自分は健康だから...病気が見つかるのが怖いから受けたくない...
 忙しいから受けられない...など受けたことのない人も多いと思います。
 健康診断は悪いところを見つけるということだけではなく「今の体の状況を知ること」
 結果から「このまま放っておくとどうなるのか」「今から何をしておけばよいのか」
 生活を見直すきっかけになるものです。
 まずは、今の自分の体の声に耳を傾けてみませんか?

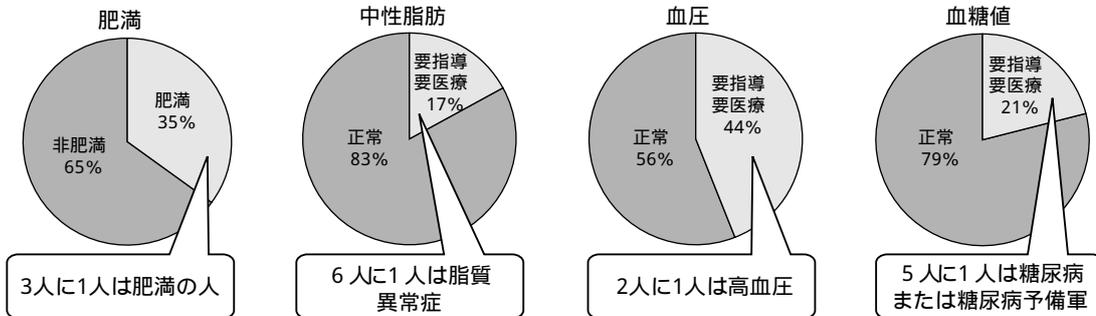
健診の結果から血管の痛み具合を確認してみよう!



すべて血管を傷める原因です。 血管の損傷は、血管が詰まったり破れたりしておこる脳卒中や心筋梗塞などの元凶となります。

平成19年度の健康診断の結果から富士河口湖町の傾向を見よう!

平成19年度の健診結果から肥満・中性脂肪・血圧・空腹時血糖値の4つの項目についてみてみました。



まずは、自分の体の状況を知ることが大切です。

平成20年4月～健診体制が変わり、特定健診・特定保健指導が始まります。
 特定健診・特定保健指導では健診でメタボリックシンドローム及び予備軍の人を見つけ、保健指導によって改善を目指します。



対象は40歳～74歳の方で、国保や会社の健康保険など加入している医療保険者が実施する特定健診を受けることになります。
 健診についての詳しい内容については、加入している医療保険者にお問い合わせください。
 (*39歳以下、75歳以上は今までどおり町で行われる健康診断をお受けになることができます)

まずは生活習慣を振り返り、今からできることは何か考えてみましょう。
 食事については1月広報を参考にさせていただき、食生活を見直してみましょう。
 運動については、今後広報に掲載していきますのでおたのしみに...

健康は充実した生活を送るための手段の1つです。
 年に1度健診を受け、自分の体の状況はどうなのか、体の声に耳を傾けてみてはいかがでしょうか。

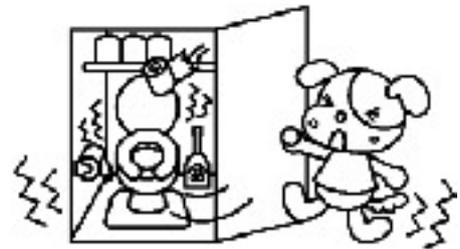
家庭を守る防災対策 **Part13**

揺れが起きた時どんな場所にいるか]

地震は、家にいる時にだけ襲ってくるとは限りません。また、家の中でどのような状況の時に地震に遭遇するかわかりません。いつ、どんな時でも慌てずに行動出来るように、日頃からシミュレーションしておく必要があります。

たとえば、家でトイレに入っている時に地震が起きたらどうしますか？

トイレは狭いわりに柱が多く比較的 안전한場所です。もしトイレで揺れを感じても慌てずに様子を見てから次の行動に移すとよいでしょう。ただし、棚にトイレ用品などの荷物を乗せているお宅では、揺れの強さで荷物が落下する恐れがありますので注意して下さい。



同じようにお風呂場も狭い場所なので比較的 안전ですが、全身肌が出ている状態なので、鏡などが割れたりすることもあるのでケガのないように十分注意して下さい。

また、追い炊き中であればすぐにスイッチを切ることも忘れないようにしましょう。

管理課 防災係 72-6013

平成20年度 交通災害共済に加入しましょう

交通災害共済は、交通事故に遭い亡くなられた方やケガをされた方に見舞金が支給される制度です。

1人年額500円の掛金で、災害の程度により1万円から最高100万円(死亡時)が支給されます。

交通事故は、自動車・バイク・自転車・歩行中、また運転中や同乗中など、自分自身が気をつけていても、いつどんな時に遭遇するかわかりません。

ぜひご家族そろって加入しましょう。

共済期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日

(中途加入の場合は、加入した翌日から平成21年3月31日まで)

加入資格 富士河口湖町に住民登録または外国人登録されている方。学生については、他県等に転出していても加入できます。

また、加入者が途中他市町村へ転出した場合でも、共済期間中は有効です。

共済掛金 1人年額500円(中途加入も同額)

加入申込 3月上旬から受付を開始します。2月末頃、チラシ、HP、CATV放送を通じて、詳しい日程をお知らせします。

問合せ先 町役場 管理課 防災係 72-6013



ご注意! 小さな事故でも必ずすぐに警察に連絡をしましょう。あとになってケガがひどくなったりすることがよくあるものです。そのような時に事故証明書がないと見舞金が制限されてしまうことがあるので十分注意して下さい。

環境課からのお知らせ

燃えるごみの臨時収集について

お知らせします。

ごみのステーション収集については、祝日及び祝日に伴う振り替え休日等は富士吉田市環境美化センターの受け入れ業務ができないため、収集が行なえず町民の皆さんには大変ご不便をおかけしていますが、2月11日(月)と3月20日(木)の代わりとして次のとおり燃えるごみの臨時収集を行います。

収集日をご確認のうえ、当日の朝午前8時30分までにステーションに出してください。

臨時収集日 2月9日(土曜日)

【対象地区】

小立・大石・河口・勝山・足和田地区

2月11日(月)建国記念日の収集は

ありません。

臨時収集日 3月22日(土曜日)

【対象地区】

小立・大石・河口・足和田地区

3月20日(木)春分の日の収集は

ありません。



観光課からのお知らせ

山梨デスティネーションキャンペーンへの理解と協力について

町では山梨県及び民間団体と連携して、JRの協力を得る中で、4月から6月まで山梨デスティネーションキャンペーン(山梨DC)を実施します。デスティネーションキャンペーンとは、JR東日本をはじめとする全国のJRグループ6社が、県・市町村等と協働して行う観光キャンペーンです。

4月から6月までは山梨県が対象で、JR各社が山梨県に集中的に送客するための全国の1500駅への観光ポスターの掲示や首都圏の車内吊り広告掲示など大規模な宣伝を行います。

今回行うキャンペーンにより多くの観光客の増加が予想されます。これらを一過性に終わらせないためには、訪れた観光客に「富士河口湖町に来てよかった」と感じてもらい、何度でも訪れてくださる「富士河口湖ファン」となってもらいたいですね。

そのためには、町をあげて町民の皆様には暖かいおもてなしをお願いします。

県外のお客さんとすれ違う際には、あいさつをする、道を尋ねられたらやさしく教えてください。

観光客からまた訪れたいと思っていただける地域となりますよう皆様のご協力をお願いします。

問合せ先 観光課 723168



熱烈歓迎!

中国訪日団との交流会

1月28日(月)富士豊茂小学校に、中国天津市和平区の「昆鵬小学校」、「万全道小学校」、「実験小学校」73名の児童が訪れ、富士豊茂小学校37名の児童と半日間の交流を行いました。

中国訪日団の一行は午前9時40分に富士豊茂小学校に到着し、各教室を周って日本の子どもたちの学校生活を見学しました。これには、校長、教頭先生の両先生が説明役で随行しました。各教室の見学を終えると体育館へ移動し、双方の学校が互いに出し物をして交流を深めました。この体育館での交流会には、数多くの父兄の皆さんにもお出でいただき、ゲームにも参加していただきました。この交流会を通じ、富士豊茂小学校の児童も今までよりさらに見聞が広がったことと思います。

なお、本町と中国天津市和平区とは、平成16年1月に子供たちの教育に関して、交流等を通じて両地域の教育の発展を目的とした合意書を交わしています。また、平成18年10月には、富士河口湖町の各小中学校の代表24名を天津市和平区を訪問し、交流会を行っています。



平成20年4月から 乳幼児医療費・ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者医療費の窓口無料化を実施します!

現在は...

医療機関の窓口で医療費を支払う。
町へ助成申請をする。



窓口無料化になると...

平成20年4月からは...

県内医療機関で受診されたときは、保険診療分の医療費が窓口で無料になります。
ただし、一部窓口無料にならない場合があります。

以下の場合、窓口無料化の対象となりませんので、今までと同じように助成申請をして下さい。

県外の医療機関で診療を受けたときや、受給者証を医療機関で提示しない場合。

・はり、きゅう、柔道整復師、マッサージ等。

窓口無料で受診するときは

- 1 保険証
- 2 受給者証(平成20年4月1日交付のもの)

* その他公費負担医療(自立支援医療等)で受診されている方は、その制度の受給者証等を併せて医療機関へ提示してください。



乳幼児医療費受給者のみなさま

- ・対象者全員に2月中に関係書類を送付する予定です。申請してください。
- ・対象者に受給者証を3月末までに送付する予定です。

ひとり親家庭等医療費受給者のみなさま

- ・3月中に平成19年度受給者全員に通知文書を送付する予定です。
- ・受給者証については、役場で交付する予定です。

重度心身障害者医療費受給者のみなさま

- ・3月中に通知文書を送付する予定です。
- ・受給者証については、お住まいの地区によって役場又は出張所で交付する予定です。

問合せ先

乳幼児医療費について

健康増進課 72-6037

ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者医療費について

福祉推進課 72-6028

【重要】

児童扶養手当の一部支給停止について

児童扶養手当法の規定に基づき、手当が一部支給停止の対象となる方は手続きが必要になります。

手当一部支給停止対象者

養育者以外で児童扶養手当を受給している方のうち、次の事項に該当する方は、手当の減額対象となります。

平成15年4月1日現在で受給資格をお持ちの方は、平成20年4月手当額から減額対象となります。

ただし、平成15年4月1日時点で3歳未満のおさんがいた方は、おさんが3歳になった日から5年経過したときの翌月から減額の対象となります。

以外の方

「支給開始月の初日から5年」又は「支給要件に該当するに至った月の初日から7年」のいずれか早い日の属する月の翌月から減額の対象となります。

ただし、認定請求をした日に3歳未満のおさんを監護している方は、おさんが3歳に達した日から起算し5年経過したときの翌月から減額の対象となります。



受給の継続

次の事項に該当し必要な書類を提出した場合は、今までと同様に手当を受給することができます。

手当を受給している方が、就業している場合

手当を受給している方が、求職活動その他自立に向けた活動を行っている場合

手当を受給している方が、一定の障がい状態にある場合

手当を受給している方が、負傷・疾病その他の事由により就業することが困難である場合

手当を受給している方の児童・親族が、一定の障がい等の状態にあり、介護のため就業することが困難である場合

一部支給停止対象者への通知

減額対象者には、2月以降通知しますので手続きをしてください。

なお、上記の から に該当しない方は、福祉推進課窓口までご相談ください。

問合せ先 福祉推進課 72 6028

「ねんきん特別便」をお送りします。

～あなたの年金記録の確認をお願いいたします～ 社会保険庁



広報富士河口湖1月号で「ねんきん特別便」の主旨及び内容についてお知らせいたしました。今回は次のことについて確認をお願いいたします。

住所変更の届出がお済みでない方は、大切な「ねんきん特別便」をお届けできません。住所の変更・訂正はご自身による手続きが必要となりますので、お手数ですが、以下の手続きをお願いします。

- ・国民年金第1号被保険者・・・ 富士河口湖町役場、総合窓口課へ
- ・厚生年金加入者 } 厚生年金加入者の方のお勤め先の
- ・国民年金第3号被保険者 } 社会保険担当者の方へ
- ・年金受給者・・・ 山梨社会保険事務局大月事務所へ

「ねんきん特別便」では、社会保険庁が把握している加入記録をお知らせしています。ご自身の記録にもれがないか十分にご確認いただき、訂正がない場合には同封の「確認はがき」を、訂正がある場合には「年金加入記録照会票」を、必ず提出していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

結び付く可能性がある記録を探すためにも、お手持ちの古い年金手帳をご確認いただき、氏名変更のお届けがなされていない方は、変更の届出をお急ぎくださいますようお願いいたします。

厚生年金保険料を給与から天引きしていたにもかかわらず、事業主が社会保険事務所に資格取得などの届出をしていなかったため、年金額に反映されていない期間を有していた方にも、その期間を含めた年金をお支払するための「厚生年金特例法」ができました。これによって、年金記録第三者委員会で厚生年金保険料の給与天引きが認定された方は、年金記録が訂正されて年金額に反映されます。

詳しくは、大月社会保険事務所 0554-22-3811

または、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165までお問合せください。

【ご質問・お問い合わせは】

「ねんきん特別便専用ダイヤル」へ



0570-058-555 午前9時～午後8時(月)～(金)

☎電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

一般の年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165まで。

お近くの社会保険事務所または年金相談センターの相談窓口へもおいでください。
詳しくは、HP (<http://www.sia.go.jp/>) または 0554-22-3811 大月社会保険事務所